

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から受ける暴力です。

これらの暴力を振るわれ続けると、「自信がなくなる」「家においても息苦しい」「笑顔がなくなる」「眠れない」「眠りが浅い」「物忘れが起きる」など、精神的な影響を受けるようになります。そんな時は、ひとりで悩まないで相談ください。早めの相談が問題解決の第一歩です。

加害者が暴力を振るう理由は様々あると考えられますが、男性がこの社会で生きていく過程で身に付けている価値観や行動パターンのなかに、暴力を肯定する側面があります。ストレスや困難に直面したとき、それを表現することに慣れていないことが多く、感情を表に出すことをよしとせず、暴力として出してしまうこともあります。また、女性を低く見る価値観を内面化している男性もまだまだ多くいます。DVの背後にある、このようなジェンダーの意識の見直しも求められています。

どんな理由があっても、暴力は決して許されるものではありません。男女の対等なパートナーシップや暴力のない人間関係の築き方について考え、私たちみんなで暴力のない社会をつくりましょう。

うきは市男女共同参画センター「だんだん女性相談」

☎ 0943-77-2661 9:00～17:00（水・日・祝日、年末年始除く）

配偶者暴力相談支援センター（北筑後保健福祉環境事務所）

☎ 0942-34-8111、0946-24-5780 平日 8:30～17:15（祝日・年末年始除く）

福岡県あすばる相談ホットライン

☎ 092-584-1266 9:00～17:00、祝日を除く金曜 18:00～20:30（8/13～15、年末年始を除く）

男性DV被害者のための相談ホットライン

☎ 070-4410-8502 火・木 18:00～21:00、土 10:00～13:00（年末年始除く）

LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

☎ 080-2701-5461 第1日曜 14:00～17:00、第3水曜 18:00～21:00（年末年始除く）面談は予約必要

福岡県配偶者からの暴力相談電話（夜間・休日の相談）

☎ 092-663-8724 月～金 17:00～24:00、土日祝 9:00～24:00（年末年始除く）

性暴力被害者支援センター・ふくおか

☎ 092-409-8100 24時間 365日（年中無休）

【相談窓口】
相談無料・秘密厳守

11月15日～21日は「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力、職場でのセクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権問題のご相談を法務局職員と人権擁護委員が無料で応じます。秘密は厳守されますので、どんな些細なことでも、ひとりで悩まずご相談ください。

11月15日（水）、17日（金）、20日（月）、21日（火）

8:30～19:00

11月18日（土）19日（日）

10:00～17:00

☎0570-070-810（全国共通）

強化週間以外でも女性の人権に関する電話相談を受け付けています。

平日8:30～17:15まで（時間外は留守番電話対応）



問合せ 福岡法務局人権擁護部 ☎ 092-739-4151